

第4回香南市農業委員会議事録（平成31年4月）

1. 開催日時 令和元年5月7日（火） 午後3時から午後3時55分

2. 開催場所 香我美市民館2階 研修室

3. 出席委員（35人）

農業委員（19人）

1番安岡洋光（会長職務代理）、2番横田榮介、3番野島利英、4番井澤 傳、5番門脇芳充、6番百田順一、7番岡村 彰、8番近森一夫、9番柳本 章、10番三浦輝之、11番西村政吉、12番久武恵一、13番藤村和明、14番石丸典男、15番松村一恵、16番溝渕洋介、17番加藤 明、18番宮崎利博、19番恒石 巖（会長）

農地利用最適化推進委員（16人）

1番小松英介、2番松山 好、3番宮崎誠二、4番小松達夫、5番村上信一郎、6番野嶋由慎、7番黒岩健志、8番岩川 覚、9番山本 智、11番末久直樹、12番久武光顕、13番河崎勝實、16番恒石 謙、17番谷山彰夫、18番杉村敬介、19番高倉 享

4. 欠席委員

10番柳本佳洋（推進委員）

5. 議事日程

（1）開 会（会長）

（2）議事録署名委員の指名 6番百田順一 7番岡村 彰

（3）議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明について

議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他の件

①農振除外の現地確認について

②納税猶予関係証明の発行について

6. 委員以外の出席者

農業委員会事務局長

中邑 彰彦

農業委員会事務局次長

立仙 泰章

農業委員会事務局主任

鮫島加代子

7. 会議の概要

議長 ただ今から第4回香南市農業委員会を開催致します。青葉若葉を渡る風が爽やかに感じられる中、鯉のぼりが元気よく泳いでいます。五月晴れの空が心に染み入るような季節になりました。元号は令和に変わり盛大にお祝いがとり行われました。新時代の令和農政の進むべき道とはいかなるものかと、そのような事を考えていました。地域政策、人口減少、課題は山積しています、明るい希望ある農政新時代の到来を期待したいものですが、我々の業務も、その一端を担っております。頑張っていきましょう。

最初に本日の出席人員の報告を願います。

(開会 15 時)

事務局 本日の出席者は農業委員が19名です。香南市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。

議長 議事日程に従いまして本日の会議を開きます。本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。6番百田委員、7番岡村委員を指名いたします。両委員さんよろしく願います。

議長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは事務局より説明願います。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、受付番号19番の説明を致します。

申請地は香我美町徳王子字夕顔766番。地目は田、面積129㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号19番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば6番農業委員さん願います。

6番 ありません。

事務局 続きまして、受付番号20番の説明を致します。

申請地は香我美町上分字澤谷1196番外6筆。地目は田、面積は3,149㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号20番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば7番農業委員さん願います。

7番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号21番の説明を致します。

申請地は吉川町吉原字刎原 2 1 0 5 番 1 外 4 筆。地目は田、面積 3,140 m²です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は贈与です。この申請地につきましては以前から譲受人が使用貸借により借り受けし耕作していましたが、本年 2 月に本申請のため合意解約がされています。受付番号 2 1 番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば 1 1 番農業委員さんお願いします。

1 1 番 事務局の説明どおり、何の問題もないと思います。

事務局 続きまして、受付番号 2 2 番の説明を致します。

申請地は野市町下井字ラノ丸 3 2 1 番 2。地目は田、面積は 375 m²です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号 2 2 番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば 1 4 番農業委員さんお願いします。

1 4 番 事務局と現地を確認し、問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら、採決に入ります。3 条 4 件許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手という事で、許可に決定いたします。

議長 続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、受付番号 8 番の説明をいたします。

この案件につきましては、許可前にもかかわらず分筆に伴う境界明示と併せて既に整地をしていることから始末書案件です。

申請地は香我美町山北字山サキ 1 2 6 6 番 7 外 1 筆。地目は田、面積は 473 m²です。位置図及び配置図は 1 ページから 3 ページ、現況写真は 1 ページをご覧ください。

申請地は JA 高知県山北果樹集出荷場から県道香北赤岡線を挟んで北西に位置し、自己住宅を建築するものです。

周囲の状況は、北と西は別件 5 条転用済みの土地、南は同意のある田、東は譲渡人名義の田です。この北と西の 5 条転用農地につきましては、平成 30 年の第 10 回（10 月 2 日）農業委員会において受付番号 39 番としておはかりしたのですが、これについても今回と同様の状態で、始末書案件でした。

農地区分としましては、10ha 以上の集団農地で第 1 種農地に該当しますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号『集落に接続して設置されるもの』に該当し、不

許可の例外に当たると判断します。

造成につきましては、既にされていることから、駐車スペースはコンクリート敷き、玄関アプローチは砂利敷き、その他は整地のみです。

排水につきましては、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後、譲渡人名義の既存農業用排水路を経由して市道脇の水路へ排水、雨水は自然浸透としていますが、オーバーフローする場合は敷地内に設置した水路を経由して、同じく譲渡人名義の既存農業用排水路を経由して市道脇の水路へ排水する計画となっております。

補足説明があれば7番農業委員さんお願いします。

7番 事務局の説明どおりでございます。ここに出ておる宅地の部分については申請どおりで始末書案件ということになります。

事務局 続きまして、受付番号9番の説明をいたします。

申請地は野市町兎田字西屋敷327番外1筆。地目は田、面積は385㎡です。位置図及び配置図は4ページから5ページ、現況写真は2ページをご覧ください。

申請地は県道山北野市線と市道兎田団地一号線の交差点部分から北西に約200m、市営住宅兎田団地から南に約100mに位置し、自己住宅を建築するものです。

周囲の状況は、北は水路と里道を挟んで同意のある田畑、西は水路と里道を挟んで宅地、南は同意のある畑、東は宅地です。

農地区分としましては、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第4号『集落に接続して設置されるもの』に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

造成につきましては、盛り土、切り土はせず、表層は碎石とし、敷地の中に駐車場2台分と物干し場を設置する計画です。

排水につきましては、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後、市道側溝に排水。雨水も同様に市道側溝に排水する計画となっております。

補足説明があれば1番農業委員さんお願いします。

1番 位置図を見てください。実家がすぐ西側にあり、隣接した農地とで10haの広がりがあるということで、厳密に言えば一種農地であろうかという場所であります。他については問題のないところです。

事務局 続きまして、受付番号10番の説明をいたします。

申請地は野市町東野字ソノ丸番547番2外1筆。地目は田、面積は861㎡です。位置図及び配置図は6ページから8ページ、現況写真は3ページをご覧ください。

申請地は、野市中央病院から南東に約100m、県道山川野市線の南側に位置し、建売分譲住宅4区画分の建築をするものです。

周囲の状況は、北は譲受人所有の宅地、西は一部水路を挟んで宅地、南は水路を挟んで譲渡人所有の宅地、東は水路と里道を挟んで宅地及び私道である公衆用道路です。

農地の区分としては、「甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の2種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、東側の既存道路の高さに合わせるため30cmの盛り土を

します。

整備計画としましては、新設道路はアスファルト舗装、当該道路南側の露店駐車場もアスファルト舗装、住宅建築をする4区画は、建築部分以外はセメント敷きとし、敷地の中に駐車場1台又は2台分と物干し場、駐輪場を設置する計画です。

露店駐車場につきましては、来客時などの路上駐車解消のため3台分を設置するもので、所有権は譲受人の名義のままとなります。

排水につきましては、生活雑排水は新設道路内に下水管を布設し、東側既存道路内の公共下水道の下水管に接続し処理します。雨水については、区画毎に雨水浸透枳を2か所設置し、処理しきれない分は新設道路の側溝を経由し東側の既設水路に排水をすることで同意を得ています。

補足説明があれば13番農業委員さんお願いします。

13番 事務局の説明どおりで住宅地の真中でもあり、問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら、採決にはいります。5条3件許可に同意される方、挙手を願います。

議長 全員挙手により許可に同意し、意見書をつけてまして知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第3号非農地証明についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局 受付番号7番の説明をいたします。
申請地は夜須町夜須川字シダガ本1385番2外1筆。地目は畑、面積は232㎡です。
位置図および配置図は9ページ、現況写真は4ページをご覧ください。
申請地のうち1385番2は、耕作しないで自然と原野の姿となったもので、昭和61年頃には社が建立され、現在に至っています。
また、1385番3は昭和40年ごろから山林化して現在に至っているものです。補足説明があれば4番農業委員さんお願いします。

4番 別に問題はありません。

事務局 続きまして、受付番号8番の説明をいたします。
申請地は野市町母代寺字竹ノ内357番。地目は畑、面積は125㎡です。
位置図および配置図は10ページ、現況写真は5ページをご覧ください。
申請地は、従前は耕作していたと思われますが、隣地が山林であったため竹木が生育して耕作に適さない土地となり、自然に山林となって現在に至っているものです。補足説明があれば16番農業委員さんお願いします。

16番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが非農地証明について何か質問はございませんか。（なしの声あり）

議長 ないようでしたら採決に入ります。非農地証明 2 件許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により許可に同意ということに決定いたします。

議長 続きまして、議案第 4 号農地法第 18 条の規定による合意解約についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 受付番号 17 番の説明を致します。
申請地は野市町下井字ナノ丸 72 番 3 外 2 筆。地目は田、面積 3,662 m²。
賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合による解約で、解約後は中間管理事業を通じた売買が予定されております。

議長 事務局の説明が終わりましたが何か質問はございませんか。
（なしの声あり）

議長 ないようでしたら、おはかりいたします。農地法第 18 条の規定による合意解約について 1 件ご異議ございませんか。

議長 異議なしということで申請どおり許可に決定いたします。
（異議なしの声）

議長 議案書案件を終わりました承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。
全員確認していただいたでしょうか。それでは、おはかりいたします。
議案第 5 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について、利用権の設定 44 件、ご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長 異議なしと認め承認することとします。

議長 続きまして、議案第 6 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届け出について 2 件ご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 承認案件を終わりました、その他の件について事務局より説明を願います。

事務局 ①農振除外の現地確認方法について
前回の委員会で 2 台のバスで別々の現場を回るという方法を相談させていただきましたが、担当課の農林課とも協議した結果、やはり 2 台で同じ現場をまわることにしましたので、ご報告いたします。
②納税猶予関係証明の発行について
相続税、贈与税に納税猶予の制度がありまして、農業経営を継続するにあたって、農地であるか現況確認をして税務署に申請するようになっていきます。その際

に農業委員会に現地確認後の状態等をはかって、その後証明書を出すことになっていましたが、税務署への提出期限から委員会を通してからでは期限的に厳しいケースもあり、証明については事務局が現地確認をして証明を出し、委員会で報告するという形にしたいと考えております。それにより申請者への不利益になる事もなくなると思いますので、おはかりしたいです。

議長 ①農振除外の現地確認方法について発言のある方はお願いします。

1 2 番 各バスに説明できる担当が乗るのか。

事務局 担当課がそれぞれのバスに、同じ説明ができる体制をとる事になっています。

議長 ②納税猶予関係証明の発行について発言のある方はお願いします。

1 1 番 期限ぎりぎりを出してきた場合、審議しないうちに証明を出すことになるのでは。

事務局 継続の方には実際農地として管理されているか全筆現地確認をしてからではないと証明は出せない。申請人もそこまでぎりぎりでは出してこないと思います。

議長 他に質問はございませんか。

議長 ないようですので、この2件について、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

以上、本日予定していました案件について審議は終了しましたが、何か質問はありますか。

1 3 番 推進委員の補充についてお伺いしたい。現在2名の欠員となっております。これから現地確認等忙しくなってきます。また今後の事もあるし、3分の1の欠員がないと補充しないと聞いておりますが、他市町の状況も含め併せて説明をしていただきたい。

事務局 推進委員の選任に関する規則の11条に「欠員が定数の3分の1を超えた場合は、この規則に定める手続きに基づき委員の補充を行うものとする」「補充された推進委員の任期は前任者の残任期間とする。」とあり、7名以上の欠員にならないと補充ができない規則になっています。他市町の状況は多少表現が違いますが安芸市、香美市、南国市は香南市と同じような内容となっています。高知は「担当区域の所掌事務に支障が生じた場合はすみやかに推進委員の補充に努めなければならない」という規則になっています。条例でなく規則ですので、おはかりして改正していくかご意見をお聞きしたいです。

1 2 番 地区関係なく全部に募集をかけないといけないのでは。

- 事務局 推進委員の応募の資格があり、その地区の人でないといけないと公募ができないということにはなっていません。規則にそった募集をかけるということになる。
- 1 7 番 全域に募集をかけても、あくまで欠員地区に対する募集ということ。
- 1 番 地区に精通した方が良いと思うので、推薦で選出したら良いのでは
- 事務局 応募でも推薦でも公募して出てきた中から選考していくという形になります。
- 5 番 2 名欠員なら規則通りでもよいのでは
- 1 番 推進委員の活動の中で、特に今回は野市地区から 2 名欠員になり活動が難しくなるので是非補充していただきたい。
- 7 番 野市地区が 2 名欠員ということで 3 分の 1 の規定はあるが、野市もかなり広い面積をもっているので、2 名欠員となると活動が滞るのでは、支障がないように補充は必要でないかと思います。
- 1 4 番 規則に特例措置のようなことを盛り込めないか。
- 議長 それでは、おはかりします。補充の方向で規則の改正を進めていくことに賛成の方の挙手を願います。
全員挙手ですので、その方向で進めていくことにします。
それでは、第 4 回香南市農業委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。
なお、次回の農業委員会につきましては 6 月 4 日（火）午前 9 時から、この場所で行いますのでよろしくお願いします。

（ 閉会 15 時 55 分 ）

議事録署名人

議事録署名人

会 長